

感染症の予防及びまん延の防止等に関する指針

感染症の予防及びまん延の防止等に関する指針

1. 感染症の予防及びまん延の防止等の基本的考え方

感染症の予防及びまん延の防止等に対する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には敏速で適切な対応に努めます。感染症の予防、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこの事に取り組みます。

2. 感染症の予防及びまん延の防止の基本的指針

(1) 感染症の予防及びまん延の防止の体制

感染症の予防及びまん延の防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

当施設では、感染症の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

(3) 発生時の対応

万一、感染症が発生した場合は、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

- ① 発生状況の把握
- ② まん延防止のための措置
- ③ 有症者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

施設長は、敏速に市町村等に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

<報告する内容>

- ① 感染症が疑われる利用者の人数
- ② 感染症が疑われる症状
- ② 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

3. 感染症の予防及びまん延の防止に関する体制

(1) 委員会の設置

①設置目的

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症防止対策委員会を設置します。

②委員会委員

委員長	代表理事（感染症対策責任者）
委員	就労支援日々生 管理者
〃	放課後等デイサービスきずなクラブ府中 管理者
〃	放課後等デイサービスきずなクラブ 管理者
〃	放課後等デイサービスきずな日々生 管理者
委員	児童発達支援きずなクラブきつず 管理者

③感染症対策委員会の開催

委員会は、定期的に3ヶ月に1回開催します。

その他、必要時その都度開催します。

④感染症対策委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応

イ) 各マニュアル等の作成

ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備

エ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修・訓練の実施（年1回）

4.感染症の予防及びまん延の防止に関する職員教育

処遇に携わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理の励行を図る職員教育を行います。

① 研修会（年1回）の実施

② 新任者に対する感染症対策研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

5.指針の閲覧について

当施設の感染症の予防及びまん延の防止に関する指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和3年4月1日より施行する。